

生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき生産緑地の所有者が買取り申出をする生産緑地（農地又は採草放牧地に限る。）につき、同条に規定する買取り申出事由の死亡又は農業に従事することを不可能とさせる故障の生じた者（以下「対象者」という。）が、同条に規定する「農業の主たる従事者」又は同法施行規則第2条に規定する「農業に一定割合以上従事している者」（以下「従事者」という。）に該当する場合に、農業委員会が生産緑地に係る主たる農業の主たる従事者等についての証明書（以下「証明書」という。）を交付するに際し、その事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(証明願の提出)

第2条 証明書の交付を受けようとする者（以下「願出者」という。）は、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願（様式第1号、以下「証明願」という。）を正副一部提出するものとする。

2 証明願には、次の書類等を添付しなければならない。

- (1) 農地利用最適化推進委員連絡用紙
- (2) 付近見取図
- (3) 法務局の土地台帳付属地図（地籍図）
- (4) 遺産分割協議書の写し又は相続を証する書面（死亡の場合）
- (5) 医師の診断書（故障の場合）
- (6) 委任状（代理申請の場合）
- (7) その他農業委員会が必要と認めた書類

(調査)

第3条 農業委員会は、証明願の提出があった場合は、買取り申出事由の発生日を確認し、農地基本台帳への登載確認、現地確認及び願出者との面談等により、農業従事の実態を確認するものとする。

2 証明願提出日が買取申出事由の発生日から1年を経過した場合は、証明を行わないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(交付・報告)

第4条 農業委員会は、前条第1項に基づく調査の結果、対象者に農業従事の実態が確認できるものについては、速やかに証明書を交付するものとする。なお、対象者に農業従事の実態が確認できないものについては、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定に基づき証明書を交付した場合は、その後開催される農業委員会定例会議にて報告するものとする。

(書類の整備)

第5条 農業委員会事務局長は、農業の主たる従事者証明に事務処理に係る関係書類等を整備し、保存しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、農業委員会会長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年12月12日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月10日から施行する。

様式第 1 号

生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明願

年 月 日

生駒市農業委員会会長 様

申出をする者 住所
氏名

生産緑地法第 10 条の規定に基づき買取り申出する下記生産緑地について、下記の期日において、下記の者が、生産緑地法第 10 条の規定に基づく、「農業の主たる従事者（生産緑地法施行規則第 2 条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」に該当する者を含む。）」であることを証明願います。

記

- 1 「農業の主たる従事者」であったことの証明を受けたい期日
年 月 日 ※ 死亡又は農業に従事することを不可能にさせる故障に至った日。

- 2 買取りを希望する生産緑地

所在及び地番	地目	地籍 m ²

- 3 買取り申出理由の事由が生じた者

氏名	住所	申出をする者との続柄

生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明書

上記の期日において、上記の者が、生産緑地法第 10 条に基づき買取り申出のあった当該生産緑地に係る「農業の主たる従事者（生産緑地法施行規則第 2 条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」に該当するものを含む。）」であることを証明する。

年 月 日

生駒市農業委員会
会長

印